

産後ケア事業

出産後のまもらないお母さんと赤ちゃんの生活リズムをつくるために、助産所でのショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）が受けられます。助産師による母子のケアや授乳指導・赤ちゃんのお世話などについての相談などをお受けします。



利用できる方

綾川町住民で、**出産後1年未満**の産婦とお子さん

- 産後の体調不良や身体的機能回復に強く不安があり、相談や指導を必要とする方
- 育児不安が強く、相談や指導を必要とする方
- その他、産後の経過に応じた休養や栄養管理など日常生活面について相談や指導を特に必要とする方

ケア内容

施設利用中は、母子の体調などに合わせて、下記のサービス等を受けることができます。

- **母体ケア**（母体の健康状態のチェック、乳房のチェック）
- **乳児ケア**（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- 育児相談、授乳指導、沐浴指導



利用料等

	利用者負担額 ※1、※2		利用日数	食事 ※3
	課税世帯	非課税世帯		
産後ショートステイ (宿泊)	1日 8,000円	1日 4,000円	1回の申請で5日まで (合計15日間まで)	1日3食 ※4
(入所日・退所日はそれぞれ1日とする)				
産後デイケア (日帰り) 午前9時～午後5時	1日 4,000円		7日間まで	1日1食

- ※1 生活保護世帯の利用者負担は免除されます。
- ※2 利用者負担額は町助成後の金額です。利用時に直接助産所へお支払いください。
- ※3 食事をキャンセルしても利用料は変わりません。
- ※4 利用時間に応じた回数の食事を提供します。



利用できる助産所

助産所	内容	住所	電話番号
ぼっこ助産院	ショートステイ、デイケア	高松市春日町 1176	087-844-4103
松本助産院	デイケア	高松市小村町 448-4	087-840-7701

申請方法・お問い合わせ

綾川町国保総合保健施設えがお又はいきいきセンターで、利用申請書を記入し提出してください。

※申請の際に母子健康手帳と申請者の印鑑をご持参ください。

※非課税世帯、生活保護世帯の方は、証明できる書類が必要となります。

※前年度の1月に綾川町に住民票がない方は、前住所地で滞納がないことを証明できる書類をご持参ください。

綾川町国保総合保健施設えがお 綾川町陶 1720-1 電話：087-876-2525
いきいきセンター 綾川町山田下 3352-1 電話：087-878-2212